⑵　各府省への支援等

人事院では、各府省と連携して募集・啓発活動に取り組むとともに、女性職員研修やメンター（自らの経験を基に後輩職員の相談に乗り、助言する先輩職員）導入のための研修の実施、意識啓発や女性職員が働きやすい勤務環境の整備を行っているほか、平成25年３月13日には、各府省人事担当課長からなる「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を開催し、各府省の具体的な取組例等について意見交換を行った。

人事院としては、今後とも、女性職員の採用・登用の拡大に向けた各府省の具体的な取組を支援していくこととしている。

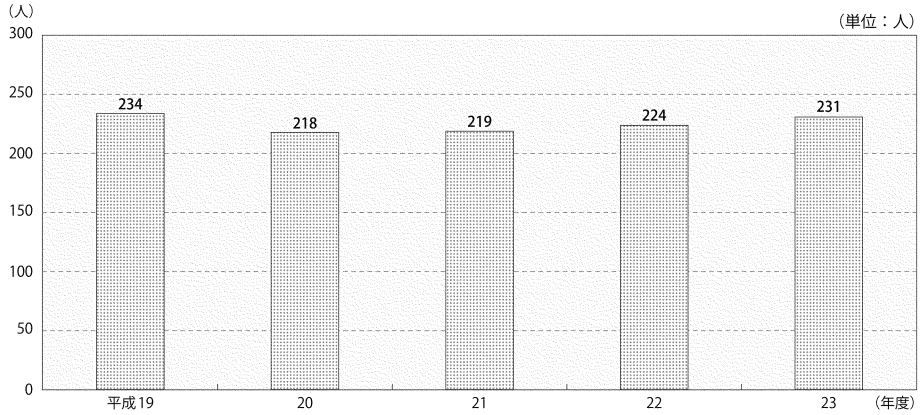
5　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用

意欲と能力のある優秀なⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用を着実に推進するため、各府省においては、「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」（平成11年人事院事務総長通知）に基づき、「計画的育成者」の選抜、育成に努めており、従前Ⅰ種採用職員が就いていたポストへの任用や出向ポストの拡大など、各府省それぞれの実情に応じた取組がなされている。また、人事院においては、「計画的育成者」の登用に資することを目的として、行政研修（特別課程）を係員級（年２回）、係長級（年３回）及び課長補佐級（年２回）で実施しており、平成24年度においては、係員級では21府省から95人、係長級では23府省から114人、課長補佐級では20府省から65人の参加があった。

また、これまで海外勤務や海外研修の機会の少なかったⅡ種・Ⅲ種等採用職員に対して、国際化する行政に対応し得る基礎的素養の向上を図るため、短期在外研究員制度の特別枠を設定し、平成24年度は、行政研修（係長級特別課程）受講者の中から選抜した４人を海外研修に派遣した。

人事院は、毎年、各府省人事担当課長からなる「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員登用連絡協議会」を開催し、登用の実情把握や啓発に努めている。平成23年度末におけるⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員（本府省課長級以上）への任用数（在職者）は、指定職ポスト26人、本府省課長等91人、地方支分部局長等51人、外務省（大使・総領事）63人で、計231人となっている。

図１－８　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員の在職者推移（本府省課長級以上）



（注）　在職者数は、各年度末における人数である。

6　法科大学院への派遣

法科大学院における教育は、司法修習生の修習との有機的な連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものである。この観点に立ち、そのような実務に関する教育の実効性を確保するため、平成16年４月１日に法科大学院派遣法が施行され、裁判官及び検察官に加えて、行政実務に関する最先端の専門的な知識・経験を有する一般職の国家公務員を法科大学院に実務家教員として継続的かつ安定的に派遣する法科大学院派遣制度が設けられている。

平成24年度に法科大学院派遣制度により派遣された職員は31人（うち検察官29人）で、このうち国家公務員としての職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態であるパートタイム型派遣による者が10人（同８人）、国家公務員としての職務に従事せず専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態であるフルタイム型派遣による者が21人（同21人）となっている。

法科大学院派遣の内訳　（単位：人）

	国公立大学大学院(A)	私立大学大学院(B)	Ａ及びＢの双方	合　計
フルタイム型派遣	2	10	9	21
パートタイム型派遣	5	3	2	10

第４節　民間人材の採用の促進

民間人材の公務における活用に関しては、①公務の活性化のための民間人材の採用、②任期を定めた職員の任用、③研究公務員の任期を定めた採用、④官民人事交流など多様な制度によりこれを実施している。

1　公務の活性化のための民間人材の採用

規則１―24（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）によって、部内の養成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する民間の人材を円滑に採用し、公務の活性化に資するための弾力的な採用システムを設けている。

対象となるのは、⑴実務経験等により高度の専門的な知識経験を有する民間の人材を採用する場合、⑵新規の行政需要に対応するため、実務経験等により公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合、⑶公務と異なる分野における多様な経験等を通じて公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合であり、具体的には、診療情報管理士、航空整備士、飛行操縦士等をこの制度により採用している。

この制度による平成24年度の採用者数は60人であり、その詳細は表１－６のとおりである。

表１－６　民間人材の採用（規則１―24）に基づく採用状況

（単位：人）

府省名	採用者数等					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累　計
人事院						3
内閣官房						172
宮内庁		2	6	3	2	24
公正取引委員会	3	12	9	2	4	66
金融庁	20	16	9	2	1	219
法務省	10	15	2			36
公安調査庁		2	3			21
外務省	18	8	12	17	7	183
財務省	1	2	8	2	1	121
国税庁		1		1		3
文部科学省	4	3	2			122
厚生労働省	3	1				9